



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 「労働契約解除に関するコンプライアンス Q&A」	2
◆ 最新法律動向	5
一、「中華人民共和国生態環境法典」	
二、「中華人民共和国反外国不当域外管轄条例」	
三、「最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」	
四、「税関総署による越境 EC 小売輸出商品の税関地域をまたいだ返品制度の全面推進に関する公告」	
五、「金融商品インターネットマーケティング管理弁法」	

「労働契約解除に関するコンプライアンス Q&A」



パートナー 宮 暁燕

Q1: 使用者が試用期間中に採用基準不適合を理由に労働契約を解除するために満たすべき要件とは？

A: 試用期間中に使用者が「採用基準に適合しない」ことを理由に労働者を解雇するには、以下の3つの要件をすべて満たす必要がある。

1. 使用者に具体的かつ明確な採用基準が存在し、それが数値化・客観的に判断可能であり、かつ合理的であること。
2. 使用者が採用募集時の告知、労働契約の約定、就業規則の規定などの方法により、当該採用基準を労働者に明確に告知していること。
3. 使用者が、労働者が試用期間内に採用基準に適合しないことを証明できること。

上記の要件を満たさない場合、その解雇は違法解雇となる。

Q2: 使用者が労働者の業務不適任を理由に一方向的に労働契約を解除するために満たすべき要件とは？

A: 「業務に不適任」とは、労働契約で約定された業務内容、または同一職種・同一ポジションの



従業員の業務量を求められた通りに遂行できないことをいう。使用者が意図的に業務ノルマを引き上げ、労働者を遂行不能な状況に追い込むことは認められない。

まず、使用者は合理的な評価目標を設定し、その評価基準は客観的・数値化可能なものでなければならない。事前に労働者本人の確認を得る必要がある。

評価の結果、労働者が業務に不適任と判断された場合、使用者は直ちに解雇することはできず、まず配置転換または職業訓練を実施しなければならない。使用者は一方的な通知により配置転換を行うことができ、減給することも可能である。ただし、人格的に侮辱的・差別的なポジションへの配置転換や、著しく過大な減給は認められない。

業務不適任の労働者に対して育成を実施する場合、その内容は業務能力の向上に資するものでなければならない。従業員の署名が入った会議議事録、電子メール記録など、育成を実施した証拠を保存する必要がある。

配置転換または育成を実施した後、再度評価を行い、それでもなお業務に不適任と認定された場合に限り、『労働契約法』第 40 条の規定に基づき労働契約を解除することができる。

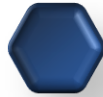
Q3: 労働者が医療期間満了後、元の業務に従事できず、使用者が新たに配置した業務にも従事できない場合、労働契約解除のために労働能力鑑定を必ず実施する必要があるか？

A: 『労働契約法』第 40 条の規定によれば、労働者が疾病または業務外の負傷により所定の療養期間が満了した後も、元の業務に従事できず、使用者が新たに配置した業務にも従事できない場合、使用者は 30 日前までに書面で労働者本人に通知するか、または 1 か月分の賃金を追加で支払うことにより、労働契約を解除することができる。

同条項は労働能力鑑定を解除の前提要件とはしていない。したがって、労働者が療養期間満了後も引き続き病休を申請し、使用者が配置転換を通知したにもかかわらず出勤しない場合、使用者は『労働契約法』第 40 条に基づき一方的に労働契約を解除することが可能である。

Q4: 客観的状況の重大な変化を理由に使用者が一方的に労働契約を解除する際、「客観的状





況の重大な変化」が満たすべき要件とは？

A: 客観的状況の重大な変化とは、労働契約締結後に、契約締結時に当事者双方が予見できなかった変化が生じた結果、締結した労働契約の全部または主要な条項の履行が困難となるか、または履行を継続すると過大なコストがかかるなど著しく不公平な状況が生じ、労働契約の目的を達成することが困難になることをいう。

法律上、「客観的状況の重大な変化」に該当し得る状況は以下のとおりである。

1. 地震・火災・水害などの自然災害により、使用者が労働契約を履行継続できなくなった場合
2. 法令・規則の改正により、使用者の移転、資産の移管、生産停止、事業転換などが生じた場合
3. 法令や政策の変更により、フランチャイズ事業の営業範囲が変更された場合
4. 使用者の責めに帰すことのできないその他の客観的理由により、労働契約の履行継続が不可能となった場合

なお、市場環境の変化に伴い使用者が自主的に部門を廃止するケースは、本質的に使用者の経営自主判断の範囲に属し、単に市場環境や経営状況に基づく内部管理調整にすぎないため、法律上の「客観的状況の重大な変化」には該当せず、通常、法律が定める当該事由としては認められない。



一、「中華人民共和國生態環境法典」

中国語名称:《中华人民共和国生态环境法典》

公布機関:全国人民代表大会

公布日:2026年3月12日

施行日:2026年8月15日

リンク:https://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/202603/t20260313_1146496.shtml

解説:

本法典は民法典に次ぐ中国 2 番目の法典であり、生態環境保護およびグリーン・低炭素発展を体系的に統合した世界初の総合法典である。国民の環境意識の高まりや地球規模の環境課題に対応し、美しい中国の建設と国際環境ガバナンスへの貢献を目的とする。その主な内容は以下のとおりである。

1. 既存法令の統合

大気、水、土壌、固形廃棄物、騒音、海洋などに関する複数の環境保護法を統合し、一つの法典として編纂する。

2. 汚染規制の強化

排出許可、環境影響評価、モニタリング、法執行を全面的に規範化し、各種汚染を厳格に抑制する。

3. 生態保護の強化

山・水・森林・農地・湖沼・草原・砂地・氷雪などを一体的に保護し、生態保護規制上の重点事項を堅持する。

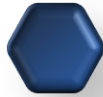
4. 「ダブルカーボン」関連内容の追加

グリーン・低炭素発展、気候変動への対応、カーボンピークアウトおよびカーボンニュートラルを法制化する内容を新たに盛り込む。

5. 厳格な責任追及

行政責任、民事責任および生態環境損害賠償責任を統一的に規定し、処罰の実効性をさ





らに強化する。

二、「中華人民共和國反外国不当域外管轄条例」

中国語名称：《中华人民共和国反外国不当域外管辖条例》

公布機関：國務院

公布日：2026年4月7日

施行日：2026年4月7日

リンク：https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12706/202604/content_7067358.html

解説：

「条例」は、国家主権、安全および発展利益を維持し、中国公民および組織の合法的權益を保護するとともに、国際法に基づく国際秩序を維持することを目的としている。「条例」は全 20 条からなり、主として以下の内容を定めている。

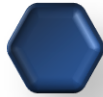
一、適用範囲および業務メカニズムの明確化

外国国家が国際法および国際関係の基本原則に違反し、不当な域外管轄措置を実施して、中国の国家主権、安全および発展利益を害し、中国公民および組織の合法的權益を損なう場合、中国政府は相応の対抗措置を講じる権限を有することを明確にした。また、中国と適切な関連性を有する行為に対して、中国政府が域外管轄措置を実施する権限を有することを明確にした。さらに、国家は外国による不当な域外管轄への対応に関する業務メカニズムを構築・整備し、関連業務を統括・調整することを規定した。國務院関係部門は、職責分担に従い、外国による不当な域外管轄への対応に関する具体的業務を担う。

二、外国による不当な域外管轄措置に対する識別・阻止・対抗制度の構築

外国による不当な域外管轄措置を識別する制度を構築し、識別業務の手続および考慮要素等を明確化した。また、いかなる組織または個人も、外国による不当な域外管轄措置を執行し、またはその執行を支援してはならないことを明確にし、関連する免責制度を規定した。さらに、国家レベルで講じる対抗措置および制限措置を明確化した。外国





による不当な域外管轄措置を推進または実施に関与した外国の組織・個人に対しては、悪質主体リスト制度を設け、関連手続、講じる措置および免責制度等を明確にした。また、不当な域外管轄措置を執行またはその執行を支援した組織・個人に対しては、執行禁止命令制度を設け、対応する法的責任を明確化した。

三、サービス保障制度の整備

いかなる組織または個人であっても、外国による不当な域外管轄措置を執行し、またはその執行を支援して、中国公民または組織の合法的權益を侵害した場合、中国公民または組織は法に基づき提訴することができることを明確にした。省級以上の人民政府関係部門は指導および支援サービスを提供する。また、業界団体および商工会議所等は、業界の自主規制および調整機能を発揮し、会員に対し外国による不当な域外管轄への対応に関するサービスを提供する。

三、「最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」

中国語名称：《最高人民法院關於審理侵害知識產權民事糾紛案件適用懲罰性賠償的解釋》

公布機關：最高人民法院

公布日：2026年4月17日

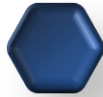
施行日：2026年5月1日

リンク：<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/497911.html>

解説：

一、「故意」および「情状が重大」とであると認定する場合をさらに具体化。「原告と和解し、侵害行為の停止に同意した後に、再び同一または類似の侵害行為を実施した場合」等、被告に知的財産権侵害の故意があると認定できる事由を追加するとともに、「知的財産権侵害を業として行うこと」の内容をさらに明確化し、重大な知的財産権侵害行為の認定ルールを法に基づき詳細化した。





二、基礎額の計算方法をさらに明確化。被告の違法所得または侵害による利益を懲罰的損害賠償の計算基礎額とする場合には、営業利益を参照して算定できることを明確にした。また、被告が知的財産権侵害を業として行う場合には、販売利益を参照して計算できること、利益率を確定できない場合には、統計部門、業界団体等が公布する同時期・同業種の平均利益率または権利者の利益率を参照して算定できることを明確化した。さらに、法定損害賠償額は懲罰的損害賠償の計算基礎額とすることができないことを明確にした。これらの規定は、実務上の「基礎額の確定困難」という問題の解決に資する。

三、倍率の決定方法を整備。過失と処罰の均衡原則に基づき、同一の侵害行為について既に過料または罰金が科され、かつ執行済みである場合には、人民法院は懲罰的損害賠償の倍率を決定する際にこれを考慮しなければならない、当事者からの請求を前提としないことを明確にした。

四、「税関総署による越境 EC 小売輸出商品の税関地域をまたいだ返品制度の全面推進に関する公告」

中国語名称：《海关总署关于全面推广跨境电商零售出口商品跨关区退货的公告》

公布機関：税関総署

公布日：2026 年 3 月 12 日

施行日：2026 年 4 月 1 日

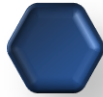
リンク：http://www.customs.gov.cn/customs/2026-03/13/article_2026031308581097137.html

解説：

中国税関総署はこのほど公告を発表し、中国の越境 EC による海外販売を促進するため、2026 年 4 月 1 日より、全国各地の税関で「越境 EC 小売輸出商品の税関地域をまたいだ返品制度」を本格的に導入すると明らかにした。

越境 EC 小売輸出商品(税関監督管理コード:9610)の税関地域をまたいだ返品とは、中国の越境 EC 企業が輸出した商品が海外で返品された場合、これまでのように「該当商品が輸出





された際に通関処理が行われた税関に返送する」必要はなく、中国国内のどの税関でも返品・再輸入の手続きが可能となる新たな監督管理モデルである。

今回の制度は、従来の返品プロセスにおいて悩まされてきた「返品が難しい」「コストが高い」「時間がかかる」といった課題を解決し、企業により効率的かつ経済的な返品物流ルートを提供できる。

五、「金融商品インターネットマーケティング管理弁法」

中国語名称：《金融产品网络营销管理办法》

公布機関：中国人民銀行、工業・情報化部、国家市場監督管理総局、国家金融監督管理総局、
中国証券監督管理委員会、国家知識産権局、国家インターネット情報弁公室、国家
外貨管理局

公布日：2026年4月21日

施行日：2026年9月30日

リンク：https://www.cac.gov.cn/2026-04/24/c_1778769008779432.htm

解説：

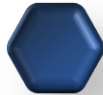
同弁法は、金融商品のインターネット上におけるマーケティング行為を全面的に規範化し、金融消費者の権益を保護することを目的としている。

一、「弁法」の規制対象範囲および監督主体

1. 規制対象範囲：インターネットを通じて金融商品を宣伝・紹介・推奨するすべての行為（ショート動画、ライブ配信、ポップアップ広告、公式アカウント等を含む）を対象とし、預金、融資、証券、ファンド等の各種金融商品および関連サービスを網羅する。
2. 監督主体：金融機関（商品提供者）、第三者インターネットプラットフォーム（プロモーション媒体）、マーケティング従事者（配信者、編集担当者等）を対象とする。資格を有しない組織または個人による関連マーケティング活動は厳格に禁止される。

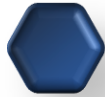
二、主要な「規制上の重点事項」





誇大・誘導的表現の禁止、マーケティング資格の厳格管理、マーケティングチャネルの規範化、アルゴリズム推薦の制限、第三者プラットフォームの権限・責任の明確化、高リスク商品のマーケティング制限など、6 類型の行為が厳格に禁止される。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号

亮馬河大廈 1 座 22-25 階

T e l: (86-10) 6590 6639

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号

中洲大廈 24 階

T e l: (86-755) 2633 8900

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路 358-369 号

宏程國際大廈 29 階

T e l: (86-571) 8501 7000

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号

國金センターオフィスビル一期 36 階

T e l: (86-25) 8317 8000

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号

ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

T e l: (86-10) 6590 6639

香港支所

住所: 香港灣仔港灣道 26 号

華潤ビル 28 階 2803、2803 A 室

T e l: (85-2) 2816 6888

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号

上海白玉蘭広場 11 階

T e l: (86-21) 5191 7900

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号

金禾センター 29 階

T e l: (86-27) 8860 3060

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号

天府金融大廈 A 座 15 階

T e l: (86-28) 6010 8998

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号

都市之門 B 座 709 室

T e l: (86-29) 6886 1913

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路 5 号

凱華國際中心 39 階

T e l: (86-20) 3885 7515

バンクーバー支所

住所: カナダの卑詩省バンクーバー西ジョ

ージア街 701 号 555 室

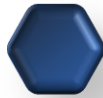
T e l: (1-236) 607 0146

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2

第一生命日比谷ファースト 12 階

T e l: +81 3 6892 5570



本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
傅 春 濤	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: jassmine.fu@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
宮 曉 燕	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: xiaoyan_gong@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com
朱 向 鳴	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: zhuxiangming@east-concord.com
山口直彦	顧 問 日本国弁理士	勤務地: 北京	E-mail: yamaguchi@east-concord.com
梁 巍	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: liangwei@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。